

## 第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画 骨格案

第2期計画は、現行計画を踏襲しつつ、国の基本方針の改定、社会動向の変化、市民のニーズ等の変化等に応じて見直しを行います。

資料 6

### ■ 現行計画

計画体系	
第1章 計画策定にあたって	
1	計画策定の背景
2	計画の位置付け
3	計画の期間
4	計画の対象
第2章 計画の基本的な考え方	
1	基本理念「～笑顔を未来へ～ 子どもが輝くまち 橋本」
2	基本的な視点
3	基本目標
4	施策の体系
5	教育・保育提供区域の設定
第3章 子育てを取り巻く状況	
1	橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境
2	アンケート調査結果からみた現状
3	子育て支援施策の実施状況
-	
第4章 施策の展開	
基本目標1	地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実
基本目標2	親と子の健康の確保と増進
基本目標3	子どもの成長に資する教育環境の整備
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備
基本目標5	仕事と生活の調和の促進
基本目標6	子どもたちの安全の確保
基本目標7	要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進
第5章 計画の目標値等	
1	教育・保育施設及び地域型保育事業
2	保育の必要性の認定について
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び該当教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
第6章 計画の推進	
1	推進体制の充実
2	計画の点検・評価に向けて

### ■ 第2期計画 骨格案

計画体系	変更・追加等のポイント
第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	現行計画に基づき、国の基本指針に基づき作成します。
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	基本理念や基本的な視点の踏襲・変更については次回以降に検討します。
2 基本的な視点	
3 基本目標	
4 施策の体系	
5 教育・保育提供区域の設定	
第3章 子育てを取り巻く状況	
1 橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境	第1期の進捗状況の評価・検証を含め、策定段階で実施するワークショップ、団体調査の結果を盛り込むとともに、第2期に向けた現状・課題を整理する項目を追加します。
2 アンケート調査結果等からみた現状	
3 「子ども子育て支援事業計画(第一期)」の実施状況	
4 子ども・子育てを取り巻く主な課題	
第4章 施策の展開	
基本目標1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実	<p>評価や課題の状況に応じての目標の組み替えを行います。現段階での見直しのポイントは以下の通りです。毎年度の進捗評価をスムーズに行うためには、事業の重複を避けつつ、簡素な目標の設定が必要です。</p> <p>基本目標1 : 地域における支援人材(ボランティア等)や、関係機関との連携、子どもの居場所づくり、新放課後子ども総合プランの動向に併せた内容を記載します。</p> <p>基本目標2 : 妊娠期・乳幼児期以降の切れ目のない支援についても記載します。また、総合戦略の戦略的取組である「結婚・妊娠・出産・育児までの一貫した支援」との整合を図り、内容を記載します。</p> <p>基本目標3 : 共育コミュニティの推進の動向や方向性を踏まえた充実を行います。</p> <p>基本目標4、6 : 子どもを巻き込む事故や犯罪の増加を捉えて、施策を整理します。</p> <p>基本目標5 : 女性活躍推進法や橋本市における男女共同参画の推進の状況を捉えて、施策を整理します。</p> <p>基本目標7 : 調査等から把握した状況や市の取り組みを踏まえて、経済的な貧困など困難を有する子どもへの地域ぐるみの支援について記載します。</p>
基本目標2 親と子の健康の確保と増進	
基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備	
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	
基本目標5 仕事と生活の調和の促進	
基本目標6 子どもたちの安全の確保	
基本目標7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	
第5章 計画の目標値等	
1 教育・保育施設及び地域型保育事業	<p>★第2期計画策定にあたっての国からの通達事項(新規追加事項のみ)</p> <p>※「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」(H30.8.24)参照</p> <p>① トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮</p> <p>② 都市開発部局との十分な情報共有</p> <p>③ 企業主導型保育施設の地域枠の活用</p> <p>④ 特定教育・保育施設等の定員の取扱い</p> <p>★子ども・子育て支援法に規定する基本指針改正(本年6月予定)にともなう追加事項</p> <p>※「基本指針の改正方針案について」(H31.1.28 内閣府子ども子育て会議資料より)参照</p> <p>① 幼児教育・質の向上のための専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置</p> <p>② 幼稚園の利用希望及び預かり保育利用希望の適切な対応の観点から公立幼稚園の入園対象年齢引き下げを含めた適切な確保方策の検討</p> <p>③ 外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用のための保護者等への支援</p>
2 保育の必要性の認定について	
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び該当教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	
第6章 計画の推進	
1 推進体制の充実	着実な進捗管理が行えるよう、毎年度、計画中間年、計画最終年度別に進捗管理をする項目を定め、より明確に点検・評価することを計画に盛り込みます。
2 計画の進捗管理・評価に向けて	